

令和6年度「郷山前農村公園」に係るモニタリング評価結果（第2回）

郷山前農村公園については、郷山前町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年12月25日

|       |                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 施設名   | 郷山前農村公園                                                                        |
| 設置目的  | 自然観察、レクリエーション等の余暇活動の場を提供することにより、市民の農村環境保全意識の高揚を図り、併せて市民の健康の増進に資するため、農村公園を設置する。 |
| 所在地   | 青森市浪岡大字郷山前字上野30番地                                                              |
| 指定管理者 | 【名 称】 郷山前町内会<br>【代表者】 会長 工藤 益三<br>【住 所】 青森市浪岡大字郷山前字上野8番地1                      |
| 指定期間  | 令和3年4月1日 から 令和8年3月31日まで（5年間）                                                   |

| 評価項目   |                                               | 実施内容                                                             | 評価結果 |     |
|--------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------|-----|
|        |                                               |                                                                  | 適正   | 要改善 |
| 管理について | 農村公園内での安全対策は適切か。                              | 転倒による怪我を未然に防ぐため、公園内の石や異物有無等の点検が行われている。                           | ○    |     |
|        | 保守点検業務が適切に行われているか。                            | 施設の安全管理、また、草刈・清掃等の管理が適切に行われており、仕様書どおり適切に行われている。                  | ○    |     |
|        | 防犯、防災、緊急時に的確な対応を行えるようにしているか。事故防止に向けて取り組んでいるか。 | 災害時に備え、利用者の安全確保や緊急連絡網の確認を行っているほか、事故防止のために定期的な点検も行っている。           | ○    |     |
|        | 個人情報保護について理解が十分か。                             | 個人情報漏洩を防ぐため、厳重に管理できる体制を整えており、仕様書どおり適切に行われている。                    | ○    |     |
| 運営について | 施設の平等利用が確保されているか。                             | 施設使用の苦情がないことから、平等利用が確保されているものと判断する。                              | ○    |     |
|        | 利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。                     | 使用者から要望があった際は、迅速な対応に努めており、検討を要する場合は町内会で審議、また必要に応じ、市とも協議しながら対応する。 | ○    |     |
|        | 苦情処理の体制は明確であるか。                               | 使用者から苦情があった際は、迅速に対応する体制があり、仕様書どおり適切に行われている。                      | ○    |     |

【総合評価】

施設の管理運営状況は仕様書どおり実施され、概ね適切といえる。  
今後も適切な管理・運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市農林水産部農地林務課  
【電 話】 0172-62-1179  
【メール】 nouchi-rimmu@city.aomori.aomori.jp